

園児の与薬（薬を飲ませること）について

子供に薬を飲ませることは「医療行為」になるため、原則として保育者がお子様薬を飲ませることはできません。病院に行くときに、お子さんが現在園に通っていて、園では原則薬を飲ませることができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方をお願いして下さい。どうしても保育時間中に薬を飲ませなければならない場合は、保護者が来園して、子どもに薬を飲ませて頂くこととなります。

慢性疾患（※）・アレルギー疾患の与薬や処置については、主治医の指示に従い、保護者の同意の上、保護者の代わりに保育者または看護師が行うことができます。下記の書類と薬と一緒に、担任またはバス添乗の職員に手渡しして下さい。

＜必要書類＞ ①与薬依頼書 ②薬剤提供書（コピー可）またはお薬手帳のコピー

＜注意事項＞

- ① 主治医から処方された薬に限ります。
急性疾患の内服薬・症状の判断が必要な頓服薬（解熱剤や座薬など）・市販薬・市販の保湿剤・以前処方された薬・保護者の判断で持参された薬はお預かりできません。
- ② 与薬には与薬依頼書・薬剤提供書（コピー可）または、お薬手帳のコピーが必要です。与薬依頼書の記入漏れや書類の不足がある場合、与薬はできませんのでご注意下さい。与薬依頼書は園にあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。
- ③ 薬の袋や容器一つずつに園児氏名と日付を書いて、当日分だけ持参して下さい。シロップ等も1回分ずつ容器に入れて、持参して下さい。なお、軟膏や点眼薬は、処方された容器ごと持参しても構いませんが、必ず容器ごとに園児氏名を書いて下さい。
- ④ 初めて服用する薬はお預かりできません。与薬する薬は、少なくとも一度は保護者が与えた薬とします。
- ⑤ 園では薬の保管はできません。軟膏・点眼薬も毎日お返ししますので、翌日も与薬依頼書の（2）の部分を記入して、持たせて下さい。
- ⑥ 与薬期間が5日を超える場合、新たに与薬依頼書を提出して下さい。
- ⑦ 薬の服用を拒否したり、飲ませた薬を吐いてしまった場合、責任は負いかねます。

※ 慢性疾患とは、長期間治療が必要な疾患を指します。インフルエンザ・風邪などの急性疾患は該当しません。

☆ 与薬に関してご質問やご不明な点がありましたら、担任または看護師にご相談下さい。

与薬依頼書

すぎのこ幼稚園 認定こども園 園長様

平成 年 月 日
 保護者名 _____ 印
 緊急連絡先 _____

組 _____ 氏名 _____ に対して、保育時間中に必要とされる薬剤情報提供書の薬剤を保護者の代わりに使用することを依頼します。

また、この件に関して、何らかのトラブルが生じた場合には一切の責任を問わないことにします。

(1) 初回のみ記入（投薬期間が5日を超える場合は、新たに与薬依頼書を記入する）

診断名または症状			
病院名		処方医	
薬剤名			
薬剤の剤型	粉 顆粒 水薬 錠剤 軟膏 点眼薬 その他 ()		
薬剤の種類	内服薬 外用薬 その他 ()		
薬剤の保管方法	室温・冷蔵庫・その他 ()		
用法	1日 回 食前・食後・食間・その他 ()		
与薬期間	年 月 日～ 月 日		
与薬上の注意事項			

(2) 毎日記入

月日	登園前の服用 (○・×)	時間	受領者	投与者	投与時間
月 日	()	時間 :			:
月 日	()	時間 :			:
月 日	()	時間 :			:
月 日	()	時間 :			:
月 日	()	時間 :			:

※与薬期間が5日を超える場合、新たに与薬依頼書を提出して下さい。

※薬の袋や容器一つずつに園児氏名と日付を書いて、当日分だけ持参して下さい。なお、軟膏や点眼薬は、処方された容器ごと持参しても構いませんが、必ず容器ごとに園児氏名を書いて下さい。

※園では薬の保管はできません。軟膏・点眼薬も毎日お返しします。

※与薬依頼書・薬剤提供書(コピー可)またはお薬手帳のコピーは、薬剤と一緒に袋に入れて下さい。